

特集 申告は早めの準備と感染予防を

申告の時期が近づいてきました。会場にお越しの際は、感染予防にご協力いただくとともに、資料などを事前に準備して滞在時間の短縮にご協力をお願いします。なお、オンラインでの確定申告もご利用ください。

確定申告

次の人は確定申告が必要です。
【給与所得がある人】

- ① 給与収入が2000万円を超える人
- ② 給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ③ 2カ所以上から給与をもらい、主な給与以外の給与収入と給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

※②③が、20万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です。
【給与以外の所得がある人】

- 令和3年1月1日～12月31日の間に、次に該当する人で所得の合計額が各種所得控除の合計額よりも多かった人
- ① 事業（商業・農業など）を営んだ人
- ② 地代・家賃などの不動産収入があった人
- ③ 雑所得（個人年金、太陽光発電の売電収入など）があった人
- ④ 一時所得（保険の満期受取金など）があった人
- ⑤ 土地や建物、株式を売却した人

年金所得のある人

- 次のいずれかに該当する人
- ① 公的年金などの収入金額が400万円を超える人
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③ 外国の法令に基づく年金を受給している人

還付申告

次の場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税の還付を受け

- ① 1年の途中で退職し、再就職していない場合
- ② 多額の医療費を支払った場合や災害・盗難などの損害を受けた場合
- ③ 住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合
- ④ 年末調整後に配偶者の所得や扶養親族に変更があった場合
- ⑤ その他各種控除を適用する場合

※医療費控除を受けようとする場合は、医療費控除明細書を作成のうえ申告してください。医療費の領収書などは提出せず、個人で5年間保存してください。

確定申告の詳しい情報は国税庁ホームページをご覧ください。



市・県民税の申告

令和4年1月1日現在、本市に住所がある人、または生活の拠点が本市にある人は、市・県民税の

自宅で完結!

申告はパソコン・スマートフォンからが便利です!

確定申告

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

「確定申告」でウェブ検索してください。スマートフォンの場合は右のQRコードからアクセスできます。



STEP 2

申告書を作成

源泉徴収票や領収証など、収入や控除に関する書類をもとに、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

STEP 3

マイナンバーカードを使って送信

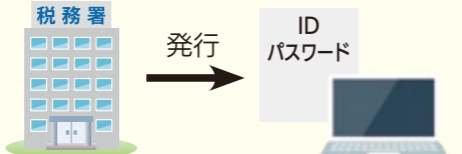
【必要なもの】

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン、またはICカードリーダー



IDとパスワードで送信

事前にID・パスワード発行の届出が必要です。届出は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参のうえ、鳥取税務署で行ってください。



印刷して提出

鳥取税務署へ郵送などで提出してください。



市・県民税の申告

本市公式ホームページに掲載する「住民税申告書作成・試算システム」で申告書を作成できます。申告書をプリントして関係書類とともに各申告会場へ持参、または市民税課へ郵送してください。

ファクシミリ、電子メールでは受付けていません。

※令和4年度版住民税申告書作成・試算システムは1月下旬運用開始予定です。詳しくは市民税課へお問い合わせください。



住民税申告書作成・試算システム

～ 申告会場 ～

新型コロナウイルス感染防止のため、会場で発熱が確認されたりマスク着用にご協力いただけない場合、入場を制限させていただく場合があります。

時 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～17時(受付は16時まで) ※土・日・祝日を除く

所 市役所南庁舎(さざんか会館隣) 地下第4・第5会議室、および各総合支所

※南庁舎確定申告会場への入場には、当日会場で配布する入場整理券が必要です。

※期間中、鳥取税務署および市役所本庁舎での申告相談は受け付けていません。

※各総合支所地域会場の日程などは、総合支所日より1月号または2月号でご確認ください。

《休日申告》※平日と会場が異なりますのでご注意ください。

時 2月20日(日)・27日(日) 9時～17時(受付は16時まで)

所 鳥取税務署(確定申告)、市役所本庁舎2階21番窓口(市・県民税申告)



問い合わせ先

【確定申告に関するお問い合わせ先】

鳥取税務署(富安二丁目) 0857-22-2141

【市・県民税の申告に関するお問い合わせ先】

本庁舎市民税課(21番窓口) 0857-30-8147

各総合支所市民福祉課(14ページ) 0857-20-3921

申告が必要です。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ① 確定申告をした人
- ② 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
- ③ 収入が公的年金のみの人

※確定申告の必要がない人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるときは市・県民税の申告が必要です。

※令和3年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は、未申告だと保険料の算定が不利になる場合がありますので、「所得額が0円」の申告を行ってください。

※前年中に市・県民税の申告書を提出した人には「令和4年度版申告書」を1月末頃郵送します。